

令和4年10月12日

府中市長 高野 律雄 様

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 加 藤 隆



個人情報の取扱いについて（答申）

令和4年9月9日付4府協広第20号で諮問のあった標記事項について、府中市情報公開・個人情報保護審議会の意見を次のとおり答申いたします。

「庁舎（仮）駐車場への防犯カメラの設置及び運用事務」において行う、府中市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第7条に規定する本人以外からの収集は、条例第7条第2項第9号の「公益上特に必要」なものに該当すると認められます。

また、個人情報保護制度の見直しに伴う条例の整備においては、令和5年4月以降、個人情報保護制度が法に基づき国の個人情報保護委員会の監視のもと一元化された取扱いとなり、法の施行に必要な一部の事項について、地方公共団体の条例において定めることができるとされています。

今回、当審議会に諮問された関連条例の整備について審議を行った結果、諮問書別紙資料に記載された整備内容は、改正後の「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」といいます。）の基本理念にのっとり、適正な管理を行いながら個人情報を取り扱うものとして、法の趣旨に合致するものであり、妥当であると考えます。